【令和７年度版】広島県農林水産局畜産課　令和７年４月２４日作成

～狩猟者のみなさまへ～

**野生いのししの豚熱等調査への御協力のお願い**

豚やいのししに感染する豚熱等の伝染病について、県内の野生いのししへの感染状況を把握するため、昨年に引き続き、「野生いのししの豚熱等感染状況調査」を実施します。

**御協力いただきたいこと**

【昨年度との変更点はありません】

○調査対象となる野生いのししの捕獲・血液採取・記録・消毒・材料送付

・必要な資材については、事前に委託業者からお届けします。

【調査対象】次の条件を全て満たすもの

・広島県内で捕獲されたもの（上限300頭）

・１罠１頭、親優先

・健康状態に関わらず、すべての個体を対象とします。

※令和７年度は月の各市町の検査上限頭数を10頭（10頭/１市町/月）と

　させていただきます。（全体の進捗状況により調整を行うことがあります。）

【採材後の対応】

　　・採材後の死体は、有害獣の処分と同様に、管轄の市町の方針に従い適切に行ってください。

・捕獲、採材した場所は消毒を行ってください。



【調査期間】

　　令和７年６月上旬（予定）～令和８年３月2４日（月）

　　猟期も採材期間です。

【検査促進費】

御協力いただいた場合、検査促進費として１頭当たり６千円をお支払いします。

※支払い事務のため、①口座振込依頼書、②通帳の写し、③捕獲採材報告書の提出をお願いします（過去に広島県農林水産局畜産課へ①②を提出されている場合は、令和７年度の提出は不要です。また、③の様式は、別紙のとおりです）。

※本事業の検査促進費は、市町が実施するいのししの捕獲に係る補助金等（鳥獣被害防止緊急捕獲活動事業など）と重複して受給できます。

【事業の流れ】

|  |  |
| --- | --- |
| １　箱わな等に野生いのししを捕獲 | 檻に捕まったイノシシのイラスト |
| ２　止め刺し等により当該いのししを絶命させる | 捕獲者 |
| ３　写真の撮影 | カメラ付きインターホン・ドアホンのイラスト捕獲者 |
| ４　検査材料（血液）を採取 | 捕獲者 |
| ５　個体情報の記録（検体個票） | メモ帳のイラスト（文房具）捕獲者焼却場等 |
| ６　死体の処分 |  |
| ７　捕獲・採材場所の消毒 | 捕獲者消石灰 |
| ８　検査材料、記録（検体個票）、写真の委託業者への送付 | フタの閉じていない箱のイラスト捕獲者委託業者 |
| ９　県へ各種書類（①～③）を提出1. 口座振込依頼書、②通帳の写し、③捕獲採材報告書

【提出先】広島県農林水産局畜産課FAX : 082-228-0396メール：nouchikusan@pref.hiroshima.lg.jp | 男性作業員のイラスト①、②は初回のみ、③は毎回提出※①、③ともに押印不要捕獲者県 |
| 10　県から検査促進費を支払い※毎月15日までに収受した捕獲採材報告書について、月末に支払い事務を行います。16日以降の収受分は、翌月末に支払い事務を行います。 | 男性作業員のイラスト検査促進費捕獲者県 |

**調査についてのご不明点は、こちらへお問い合わせください**

農林水産局畜産課家畜衛生グループ　　　082‐513‐3607（直通）

**豚熱とは**

平成30年９月９日に岐阜県において、国内では26年ぶりに発生が確認されて以降、継続的に発生が確認されています。治療法がなく、養豚農場で発生した際には甚大な被害をもたらします。

Ｑ１：原因は？　　　　→　Ａ１：豚熱ウイルスです。

Ｑ２：人もかかるの？　→　Ａ２：豚、いのししの伝染病であり、人には感染しません。

Ｑ３：症状は？　　　　→　Ａ３：豚において、強い伝染力と高い致死率が特徴的です。

Ｑ４：広島県内で発生しているの？

→　Ａ４：県内全域の野生いのししで60例確認されています（令和７年５月１５日現在）